

大鰐町地域おこし協力隊募集要項

1 協力隊募集の背景と目的

大鰐町には温泉旅館や公衆浴場、歴史ある食堂や喫茶店、土産店など何代にも渡り営業を続けているお店が数多くあります。最近では、進学や就職などで一度大鰐町を出た「生まれ育った町を楽しく盛り上げたい」という想いでUターンする若者の動きも加わり、町内で開業する事例も増えてきました。

一方で、大鰐町は昭和から平成にかけて公社を設立してリゾート施設の開発を行い、その後バブル崩壊により財政状況が悪化し、平成20年度決算で「財政健全化団体」となりました。その後、町を挙げて対策に取り組み、平成26年度には計画より前倒しで早期健全化が完了しました。

このような歴史から、町に生まれ育った人々が自分のふるさとに誇りを持てない、愛着が低下してしまった様子も残念ながら見受けられます。しかし、人々からは「子どもたちの未来のために何かできないか」という声も上がっています。

これらの状況を踏まえ、町では地域おこし協力隊の募集を決断しました。

大鰐町の「ふるさと」としての魅力や課題を深掘りし、発信できる方を募集します。また、協力隊となるご自身にとっても大鰐町が特別な「ふるさと」だと感じられるような活動を共に創っていきます。

2 活動方針・活動内容について

【「ふるさと教育」を軸とした企画提案型の活動(フリーミッション)】

「ふるさと教育」とは、町が大切にしている地域教育・社会教育分野の活動のことです。町で生まれ育った子どもたちがふるさとに対して、誇りや愛着を持つための教育活動です。

大鰐町地域おこし協力隊の活動は、「ふるさと教育」に関連する企画を軸としています。子どもから大人まで、幅広い世代のふるさとへの誇りや愛着心を育むことが活動テーマです。

教育活動以外でも、町と協議の上で、ご自身の思い描く自由な発想で活動内容を企画・設計することも可能です。

[具体的な活動方針]

〈①ふるさと教育に関連する活動〉

例として、地域団体等と連携したふるさと教育関連活動への参加や、スポーツイベントの企画・提案・実施等のスポーツ振興活動等です。

〈②大鰐町魅力を地域内外に発信する活動〉

大鰐町のPR強化のため、SNS等を活用し、大鰐町魅力を発信する活動等です。

〈③新しい関係性を生み出す活動〉

大鰐町での地域おこし協力隊としては初めての取組になるため、関係者との信頼関係づくりなど、活動の基礎から作り上げる活動等です。

〈3年間のイメージ〉

1年目	地域住民とコミュニケーションをとり、信頼関係構築を図る。
	自身の行う活動アイデアの立案、企画を担当課・サポートメンバーと一緒に練る。
	大鰐町の歴史への理解を深める。
2年目	地域とのコミュニケーション・歴史への理解は継続する。
	1年目に立案した企画の実行・担当課とサポートメンバーからフィードバックを受け、さらにブラッシュアップし行動に移す。
3年目	活動の総まとめ・活動報告会を実施する。
	任期終了後の準備をする。

3 応募・選考方法

書類選考・面接を通して、以下を確認します。選考に進む方は準備をしてください。

〈応募の流れ〉

相談会（オンライン可） → 書類審査 → 最終面接（現地開催） → 採用

※相談会に参加せず書類審査に進む方には、担当から直接ご連絡する場合があります。

4 こんな方、一緒に活動しませんか？

今回の募集を通して、このような方々に出会いたいと考えています。

- ・大鰐町内の人々はもちろん、他者との対話・コミュニケーションを大切にできる方
- ・ご自身とは異なる価値観にも向き合い、共に活動することができる方
- ・フィールドワークや地域の調査研究等を地域の中で実践できる、または実践意欲のある方
- ・自らの経験と今後のビジョンを元に、大鰐町での活動内容を提案できる方

5 大鰐町について

大鰐町は青森県津軽地方の南端に位置しており、弘前市、平川市及び秋田県大館市と隣接しています。国道7号線や高速(大鰐弘前IC)道等の自動車道路が通り、盛岡行きのバス停もあります。JRと弘南鉄道の2路線の駅があることから、鉄道でのアクセスも良好です。

古くから人々が往来する宿場町であり、また由緒ある温泉地です。かつては藩主の湯治場として利用され、江戸時代の温泉番付には格別扱いの「行司」として名を連ねました。現在も多く温泉旅館や共同浴場、また、温泉熱と温泉水のみを使用した「大鰐温泉もやし」などがあり、暮らしと温泉が結びついています。

春には、50年以上前から毎年地元の中学生在が植樹するツツジの花が咲き誇り、夏にはねぷたまつり、秋には名産のりんごがたわわに実ります。大正時代からスキー文化が根付く「競技スキーの聖地」とも呼ばれ、ウインタースポーツのスポットとしても親しまれています。四季を通じて、津軽の自然と文化を感じることができる町です。

6 募集概要

募集人数	1名
申込受付期間	令和6年12月2日(月)から随時募集 ※応募いただいた方から順番に書類審査を開始します。 ※受付締切日を待たずに募集を終了する場合があります。
活動内容	「2 活動方針・活動内容について」に記載のある①～③の活動
雇用関係の有無	有
雇用形態及び 処遇等	① 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号(※1)に規定する会計年度任用職員 ② 報酬 月額209,500円 ※月額から社会保険料等本人負担分を控除 ③ 手当 期末手当・勤勉手当(毎年6月と12月) ④ 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入 ⑤ 住居 大鰐町内のアパートへ入居 家賃・火災保険・アパート更新料は本人負担なし(町負担) ※光熱水費や住宅入居に係る敷金・礼金は本人負担 ⑥ その他 ・ 車 : 公用車を1台配置 ・ PC : 業務用PCを1台配置 ・ 協力隊業務に関する経費は、担当者との協議の上、必要に応じて予算の範囲内で支給します。
任用期間	任用の日から当該年度の末日まで。 ※勤務実績が良好な場合は任用期間を更新(最大2回まで)
応募資格	以下の要件を満たす方が応募できます。 ① 高等学校卒業以上の方 ② 任用の日において18歳以上の方 ③ 応募日時点において、3大都市圏をはじめとする都市地域等(※2)に住民登録をしている方 ④ 任用後、大鰐町に住民票を異動し生活拠点を移すことができる方 ⑤ 普通自動車運転免許をお持ちの方(AT限定可)、または着任までに取得の見込みがある方 ⑥ 基本的なパソコン操作ができ、プレゼン発表の経験がある方、または実践意欲のある方 ⑦ 誠実に職務を行うことができる方

	⑧ 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項(※3)に該当しない方
勤務地	大鰐町役場 企画観光課
勤務時間等	1 週間あたり 30 時間(パートタイム勤務) ※通常午前 8 時 15 分から午後 5 時までの間で 6 時間の勤務 ※原則週 5 日勤務 ※イベント等で土日や祝日、夜間での対応をお願いする場合があります。
休暇等	取得については、事前に担当者へ相談すること。 ① 年次有給休暇 ※任用期間、勤務月数に応じて付与されます。未使用分は翌年度に繰り越すことができます。 ② 病気休暇 ③ 介護休暇 ④ 特別休暇(例：結婚、出産等)
応募方法	応募書類に記載いただき、郵送又は持参にて提出してください。 ① 提出書類 ・ <u>応募用紙</u> (写真貼付) ※町ホームページに掲載しております。 ・ <u>住民票 1 通</u> (直近 1 か月以内のもの) ※持参される場合は、月曜日～金曜日の午前 8 時 15 分から午後 5 時までに持参くださるようお願いいたします。ただし、祝日は除きます。 ② 選考方法 書類選考のうえ、面接を実施します。 ※実施日時・場所及びその結果(可否)については、書面にて通知いたします。 ※面接に係る交通費及び宿泊費については、個人負担となりますが、「大鰐町おためし居住体験事業」を活用することが出来ます。 http://www.town.owani.lg.jp/index.cfm/7,11158,82,html
応募先	〒038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 番地 3 大鰐町総務課 人事行政係 あて
問合せ先	〒038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5 番地 3 大鰐町企画観光課 移住定住促進係 ☎ : 0172-55-6561 FAX: 0172-47-6742 Email: kikaku@town.owani.lg.jp

(※1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号

第二十二條の二（會計年度任用職員の採用の方法等）

次に掲げる職員（以下この条において「會計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

- 一 一會計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「會計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

(※2) 3大都市圏をはじめとする都市地域とは

【参考】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

(※3) 地方公務員法第16条

第十六條（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【参考】 地方公務員法全文

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261>